

補助金  
新メニューの  
ご案内



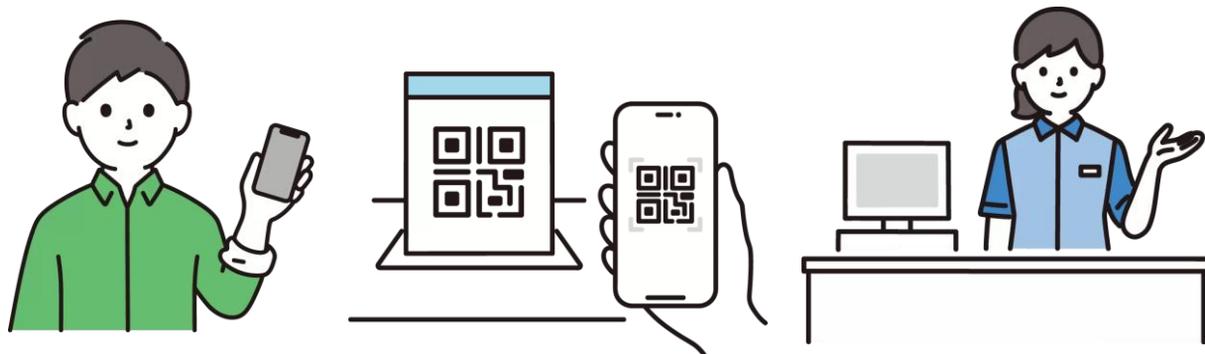
令和8年度  
キャッシュレス決済  
商店街キャンペーン  
支援事業

内容を  
ご確認ください



## ◆概要

商店会におけるキャッシュレス決済導入の促進及び商店街の活性化を目的に、商店会が実施する民間ペイメント事業者のサービスを活用したキャッシュレス決済地域限定キャンペーン事業の経費の一部を補助します。なお、本事業は令和8～10年度の時限制度です。



## ◆補助内容

申請単位	商店会(共催可)
実施期間	※大田区へ団体届を提出している商店会等が本補助金を申請できます。 交付決定日から令和9年3月14日まで
申請可能事業数	1商店会あたり年度内に原則1事業まで ※共催の場合、各商店会で1事業実施したものとします。 ※追加募集を行う場合があります。
主な補助内容	キャンペーンの実施にかかる経費

参加店舗数	補助率	補助対象経費 限度額	補助限度額
20店舗	9/10 ※令和8年度のみ ※次年度以降、 補助率は下がります	50万円	45万円
30店舗		100万円	90万円
45店舗		200万円	180万円
60店舗		300万円	270万円

## 留意事項

参加店舗	20店舗以上の参加が必要です。 コンビニエンスストア・タバコ専売店は参加不可です。 医療機関、調剤薬局、接骨院等は参加不可です。
キャンペーンルール	一律還元・割引は20%が上限です。 キャンペーン期間中の付与は10,000ポイントが上限です。 キャンペーン期間は1カ月が上限です。

※キャンペーン参加不可の店舗・業種は法令や国からの通達によるものです。

## ◆補助対象経費

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・キャンペーン運営費</li><li>・ポイント還元(付与)・クーポンの原資</li><li>・周知物作成費(チラシ・ポスターのみ)</li><li>・アプリ説明会経費(会場賃借料・説明スタッフ派遣経費)</li></ul>
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・キャンペーン実施に伴う各店舗の決済手数料</li><li>・チラシ・ポスター以外の周知物作成費</li><li>・商店会等の運営維持費等の恒常的な経費</li><li>・事業主体である団体構成員とその所属する商店会関係者及びその同居する親族に対して支出する謝礼等の経費</li><li>・当事業に直接必要のない経費</li><li>・使用実績のないもの</li></ul>

※ご不明な点は、産業振興課へご確認ください。

## ◆交付申請、実績報告

交付申請書 提出期間	令和8年4月17日 ～令和8年6月30日	【提出物】 <ul style="list-style-type: none"><li>・交付申請書</li><li>・事業者の見積書</li><li>・参加予定の店舗リスト</li></ul>
事業実施期間	交付決定後 ～令和9年3月14日	交付決定通知書を受領後、事業を実施してください。 交付決定は、交付申請書提出から概ね2週間程度かかります。
実績報告書 提出期限 (最終)	令和9年3月27日	事業終了後、2週間以内にご提出ください。 【提出物】 <ul style="list-style-type: none"><li>・実績報告書</li><li>・請求書</li><li>・領収書(振込の場合は、振込控)</li><li>・チラシ、ポスターの現物</li><li>・写真</li><li>・事業者との契約書</li><li>・事業者が提出した事業報告書</li><li>・参加店舗リスト(確定版)</li></ul>

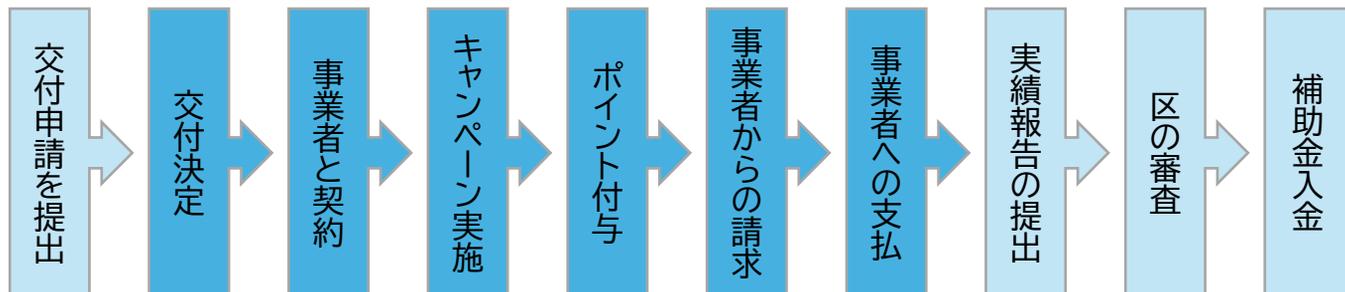
※チラシ・ポスターは現物をご提出ください。

※写真は、3店舗分程度のチラシ、ポスターの店頭掲示の様子が分かるものをご提出ください。

※事業者の事業報告書は全体をご提出ください。(抜粋は不可)

## ◆スケジュールにご注意ください

- ・交付決定から事業者への支払いまでを事業実施期間のうち(3月14日まで)に終える必要があります。
- ・特に、キャンペーン実施からポイント付与までは最低で1カ月間の期間が必要となるため、実施時期を検討する際にご注意ください。



## ◆Q&A

Q.参加店舗20店の確保が難しい	1会で20店舗の参加が難しい場合、共催をご検討ください。 また、非会員店舗でも、商店会の判断により参加が可能です。本事業を新規会員獲得にお役立てください。
Q.45店舗参加予定だったが、40店舗となった。補助対象経費はどうか	最終的な実参加店舗数(この場合、40店舗)で補助対象経費を確定します。 45店舗以上の200万円から30店舗以上の100万円に補助対象経費上限が変わりますのでご注意ください。 なお、交付決定額を超えることはできませんので、参加店舗数が増えた場合、補助対象経費に変更はありません。
Q.商店会負担で還元(付与)率を20%以上にすることは可能か	商店会負担で還元(付与)率を上げることはできません。
Q.周知物作成費はチラシ・ポスターのみか	チラシ・ポスターの作成費用のみ補助対象です。その他の周知物を作成した場合は商店会負担となります。 なお、作成数量は参加店舗数を基準とします。 ※商店会が任意の事業者に周知物の作成を委託する際は、各事業者において記載事項のチェックが必要となる場合がありますので、作成期間にご注意ください。

### <問い合わせ・申請先>

大田区 産業経済部 産業振興課 産業振興担当(商業)

住所 〒144-0035

大田区南蒲田一丁目20番20号 大田区産業プラザPiO 4階

電話 03-5744-1373

E-mail shogyo@city.ota.tokyo.jp